

個人情報取扱項目の具体例

分類	項目	例示
基本的項目 (個人の基本的な情報 (一身専属情報))	氏名	氏名(氏又は名前だけの場合を含む。)、通称名、芸名、旧姓、ペンネーム、サイン等
	性別	男・女の表示
	生年月日・年齢	生年月日、干支等、年齢、年代
	住所	住所(郵便番号)、居所、居住区域名、住所歴、転居先、住宅付近図、住所を定めた日
	国籍・本籍	本籍、本籍所在地、国籍、外国人であることの表示、戸籍編製・除籍年月日
	連絡先	電話番号、FAX番号、メールアドレス、連絡先等
	識別番号	整理番号、受験番号、免許番号、許可番号、被保険者番号、ID番号等の個人に付されている番号
	個人番号	個人番号(番号法に基づき付された個人番号)
その他	死亡日時又は場所、顔写真、指紋、声紋、印鑑(印影)、市民となった日等の住所以外の居住に関する事、言語	
家庭生活	家族状況	続柄、家族構成、扶養関係、同居・別居の別、父子・母子家庭、世帯主との関係、生い立ち、家族情報(家族の氏名、生年月日等)
	親族関係	養子縁組、離縁、認知、血族・姻族関係、相続人の有無(相続人氏名含む)、里親・里子
	婚姻	婚姻の事実・時期、婚姻期間、離婚の事実・時期・理由等、内縁関係
	住居状況	住居の間取り、住居の状況(自家・借家の別、戸建て・マンション・アパートの別、コンクリート、木造の別等)、家具等の状況等 ※資産に係るものは「資産・収入」の項目に記載する。
	趣味・嗜好	旅行・読書等の趣味、色彩・インテリア等の好み、飲酒、喫煙等
その他	食生活の内容等衣食住に関する事、家庭生活に係る癖	
社会生活	職業・職歴	勤務先に係る情報、所属、就職・退職年月日、在職期間、配置転換、解雇・停職等の処分、勤務内容
	学業・学歴	卒業・在学学校名、退学・休学・停学等、入学・卒業年度、在学年度、クラブ活動、専攻科目等、学校での生活状況に関する事
	職業上の地位	役職名、職位・職名、昇格・降格
	資格・免許	資格、免許等の有無、種類等、講習会の修了も含む。
	成績・評価	学業成績、勤務成績・評価、各種試験の結果・成績等、叙位叙勲、表彰、反則金、補導歴、違反歴(※犯罪歴は除く。)等
	支援措置・保護	支援措置情報、保護に関する情報(法定後見人等に関する事を含む。)
	社会活動	各種団体の加入・活動に係る情報、各種行事等への参加状況、団体等における地位
その他	交友関係、行政指導に関する事、訴訟内容等、冠婚葬祭、選挙権に関する事	
経済的事項	収入・支出状況	給与所得・譲渡所得等の金額、年収、月収等、控除内容、支出の種類・内容、奨学金、補助金、補償金
	資産内容	資産内容、不動産・動産の所在・評価額、有価証券の所有状況、債権・債務額、預金の額、絵画・骨董品・彫刻等の保有状況、住居情報(ただし、資産価値に関する情報に限る。)
	課税・納税状況	課税・納税内容、各種税の納税額、負担金の納付状況、滞納状況等、減免状況
	取引状況等	金融機関の口座、取引相手、取引額等、貸付状況
	公的扶助・社会手当等	生活保護・各種手当の受給の有無、受給内容等、災害給付金
その他	破産関係、財産管理人の有無、保険・年金に関する事等	
心身的事項	健康・身体状況	健康診断結果、血圧、検査名、検査結果、機能回復訓練記録等、妊娠の有無、胎児の状況(母親情報)、身体測定結果、身長、体重、体力測定結果、運動能力、血液型、容姿
	傷病歴	傷病名、傷病の程度・原因、病歴、治療の内容(カルテ)、看護記録等
	障害	障害の有無、障害の種類・部位・程度、補装具の有無等、手帳関係
	介護	介護度、介護サービスの内容、介護認定の有無及び内容、ケースワークの所見
	診断書	診断書、医師の意見書等
その他	性格、長所・短所、精神的な悩み、身体的な悩み、心身に関する癖、行動、出産関係、死亡の原因	
思想信条等	思想・信条	人格そのものあるいは精神作用の基礎に関わる個人情報(政治に関するものは除く。) 思想、信条、世界観、人生観、倫理観等、主義・主張
	支持政党	人格そのものあるいは精神作用の基礎に関わる個人情報(政治に関するもの) 支持政党名、所属する政治団体名、政治的信条、政治的理念、政治活動経歴
	宗教	超自然的、超人間の本質(神、仏、霊等)の存在を神事、畏敬崇拝する心情あるいは行為に係る個人情報 信仰する宗教・宗派、嫌いな宗教、家の宗教、宗教的慣習、所属する宗教法人名、信仰状況
	犯罪歴等	・犯罪の経歴が過去にあったことを示す個人情報 ・刑罰に処せられた事実に関する個人情報(※過料に関する個人情報は除く。) ・少年の保護事件に係る保護処分の執行等に係る個人情報 個人の前科、逮捕歴、勾留歴、犯罪歴、執行猶予、起訴猶予、仮釈放、刑罰の有無 ※過料は除く。
	その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	過去において不当な社会的差別の原因となった事実があり、また、今後も同様のおそれがあり、その取扱いを誤ると不当な差別を助長するおそれのある個人情報 人種、民族、門地、同和問題に関する情報(地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和62年法律第22号)第2条第1項に規定する対象地域の同和関係者であるという事実に係る個人情報